

拒絶査定不服審判請求書の【請求の理由】欄の記載例について

< 意匠：先行意匠と類似する場合 >

1. 手続の経緯
2. 拒絶査定の要点
3. 本願意匠が登録されるべき理由
 - (1) 本願意匠の要旨
 - (2) 引用意匠の要旨
 - (3) 先行周辺意匠の摘示
 - (4) 本願意匠と引用意匠との対比
 - (5) 本願意匠と引用意匠との類否
4. むすび

【各項目の記載要領】

1. 手続の経緯

出願から拒絶査定謄本の送達に至るまでの手続の経緯（出願日、拒絶理由通知書の発送日、意見書提出日、拒絶査定日、同謄本送達日等）を記載します。

2. 拒絶査定の要点

拒絶理由の適用条文を記載し、併せて査定理由を簡明に記載します。

3. 本願意匠が登録されるべき理由

以下(1)～(5)の項目に従って、拒絶査定理由に関して具体的な反駁を行い、本願意匠が登録されるべきであるとする理由を述べます。

(1) 本願意匠の要旨

本願意匠と引用意匠との対比及び相互の類否に関する請求人の主張をするために必要な程度に、特に、下記(4)及び(5)の記載を明確にするため、本願意匠を構成する要素又はその態様を具体的に記載します。その際、本願意匠の構成態様を示す各部に名称等を付して記述するときは、その部分と名称等の対応を示す図面を別紙として添付します。また、その図面を適宜文章中に挿入して記載することもできます。

なお、事案によって、本願意匠の構成態様を具体的に文章によって記述する

ことなく、下記(4)又は(5)の記載を明確にすることができる場合には、本願意匠を表す図面等、あるいはその各部に名称等を付したもののみによって、本願意匠の要旨の記載に代えることができます。

(2) 引用意匠の要旨

(1)と同旨

(3) 先行周辺意匠の摘示

ここでいう「先行周辺意匠の摘示」は、請求人が、本願意匠と引用意匠と対比して相互の類否に関する主張を行うに際してそれを根拠付けるために、関連の公知意匠等を提示して説明することです。その場合、その先行周辺意匠の書誌的事項等を記載し、提示された意匠の内容の確認の便のため、その写し又は概要を別紙に参考資料として添付します。必要があれば、意匠マップ（相互関係を図示したもの）等にしてその趣旨を明確にします。

(4) 本願意匠と引用意匠との対比

上記(1)本願意匠の要旨及び(2)引用意匠の要旨に基づき、両意匠の共通点及び差異点について説明します。この場合、意匠を構成する各部分の形態を示す各図面を対比したものを挿入して、説明することもできます。

(5) 本願意匠と引用意匠との類否

本願意匠及び引用意匠、並びに先行周辺意匠等についての記載に基づき、上記(4)で抽出した両意匠の共通点及び差異点について、より深く検討して、本願意匠が引用意匠に類似しない理由を明確にすべく、両意匠の類否についての主張を記載します。

4. むすび

請求を理由付ける結論として、拒絶すべき理由がなく、原査定を取消し本願意匠は登録すべきものである旨を記載します。

留意事項

図面等の添付

先行周辺意匠等審判請求の理由中に記載された意匠については、当該意匠の図面又はその概要を表した図面等を参考資料又は証拠として提出します。

(なお、意匠法施行規則第14条の様式12における備考を参照)

意見書記載事項の援用

上記「3. 本願意匠が登録されるべき理由」について、「原審での意見書記載事項を参照のこと」と記載しているケースもありますが、原審で意見書の主張が採用されなかった事実を考慮して、改めて主張を整理して、「請求の理由」を記載します。